『しくみ』と『手続き』

空き家等を活用した『ささえあい拠点認定制度』

会　津　若　松　市

社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会

1　認定制度とは

本市でも、人口減少や高齢化が進むに伴い、空き家の増加や地域コミュニティの希薄化などが地域の問題となっています。

空き家等を利活用した地域サロンや地区社協の活動・交流拠点づくりは、空き家等の有効活用と地域コミュニティの活性化の双方の観点から、有効な取り組みと考えています。

市と市社協では、住民が空き家や空き店舗を地域福祉活動のために活用した場合に、継続した取り組みになるよう「ささえあい拠点」として認定し、改修費助成や固定資産税の減免等により支援します。

2 認定対象の要件とは

ささえあい拠点として認定を受けるためには、次の要件を満たす必要があります。

● 空き家等の要件

認定の対象空き家等とは、次の全てに該当するものです。

① 市内に所在する家屋等であること。

② 家屋及びその敷地全部について、居住その他の使用がなされていないこと。

③ 地域サロン会等が所有者から無償で借り受け、契約期間が 2 年以上の使用貸借契約を締結していること（口約束を除く。契約の形式は問わない。）

※家屋・敷地の一部のみを借りる場合は、原則本制度の対象になりません。

④ 地域サロン会等の活動範囲内に所在すること。

⑤ 申請団体が行う活動や事業に相応な規模であること。

● 活動団体の要件

① ふれあい・いきいきサロン会として市社協に登録する団体

② 地区社会福祉協議会

③ その他、市長または市社協会長が認めた地域コミュニティ活動団体。

● 活動内容

① 地域住民であれば、誰もが利用可能なこと。

② 月１回以上使用されていること。

※ 営利を目的とする活動、特定の個人や団体、政党、宗教等を利する活動、その他市長または市社協会長が適当でないと認める活動は認定されません。

● 地域サロン会総会等での合意

空き家等を活動・交流拠点として活用することについて、総会や役員会で決定されていること。

3 認定申請等

１ ささえあい拠点の認定申請

活動・交流拠点の認定を受けようとする地域サロン会等は、ささえあい拠点の認定申請書などの必要な書類を市社協に提出ください。

●受付期間　令和８年１０月１日（木）から令和８年 11 月 30 日（月）

●申請書類　①　ささえあい拠点認定申請書
②　空き家等の家屋及び土地の登記簿謄本又は全部事項証明書
③　空き家等の平面図(各部屋の利用状況を記入したもの)
④　空き家等の使用契約書のコピー
⑤　利用記録簿のコピーなど、空き家等での活動状況が分かる書類
⑥　議事録など、役員会や総会で申請を決定したことを証する書類
⑦　その他市社協会長が必要と認める書類

市社協は認定の要件を満たしているか、実態調査を行います。

●認定期間　毎年、１月１日から１２月３１日までの１年間です。継続して再認定を受けようとする場合は、毎年度、申請する必要があります。

２　認定通知書の交付等

実態調査で認定要件を満たしていると認められたときは、「ささえあい拠点」として認定し、認定通知書を交付します。

4 認定された場合の支援内容

- 先進事例の紹介など、活動・交流拠点の運営等に関する情報の提供や助言
- 手すりや段差解消、屋根の落雪防止などの改修費の一部助成
  ※所有者の同意書が必要となります。
- 認定を受けた空き家等の家屋・土地の固定資産税の減免

１　改修等の助成申請

手すりや段差解消等の改修を予定し、助成を受けようとする場合は、事前に改修等助成申請書に改修内容、見積書等と合わせ認定通知書のコピーを添付し、市社協に提出してください。改修後の申請は受け付けしません。

●対象工事等　手すり、床や玄関の段差解消、トイレ、便器の交換、玄関の落雪防止器具の取り付け、引き戸への変更、冷暖房器具など

●助成限度額　３０万円

●申請書類　①　空き家等利活用改修等助成申請書
②　工事等の内容が分かる書類及び見積書
③　議事録など、役員会や総会で申請を決定したことを証する書類
④　その他市社協会長が必要と認める書類

２　固定資産税の減免申請

⑴　減免申請

空き家等の所有者が減免を受けようとする場合は、認定を受けた地域サロン会等から「認定通知書」のコピーを受け取り、固定資産税減免申請書に添付して市(税務課)に提出してください。

●申請書類　①　固定資産税減免申請書

②　ささえあい拠点認定通知書のコピー

●申請受付期間　令和９年４月１日から令和９年４月 23 日

⑵　調査等

減免申請があった場合は、市においても、必要に応じて空き家等(活動・交流拠点)の実態調査を行います。

⑶　再申請

継続して固定資産税の減免を受けようとする場合は、毎年度、減免申請を行う必要があります。

5 その他の留意事項

１　利用記録簿等の整備

認定を受けた地域サロン会等は、活動・交流拠点の利用記録簿等を備え、空き家等の活用状況を記録してください。当該利用記録簿等は、翌年に継続して認定申請する際に必要となります。

２　活用の中止届け

空き家等を活用しなくなった場合は、速やかに「ささえあい拠点活用中止届書」を市社協に提出してください。

３　認定の取り消し
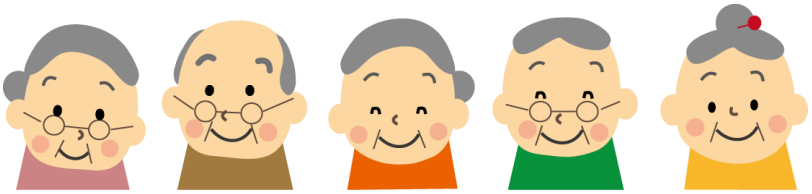
認定要件を満たさなくなった場合や活動状況の報告がない場合は、認定を取り消します。また、虚偽の申請により認定を受けた場合は、遡って認定を取り消し、交付した助成金や固定資産税の減免についても遡って返還していただきます。